

# ○広報やえせ有料広告掲載取扱基準

(平成19年6月1日告示第10号)

改正 平成22年3月31日告示第2号 平成23年3月11日告示第2号  
平成31年3月28日告示第5号 令和2年3月30日告示第12号  
令和2年10月23日告示第45号

(目的)

第1条 この基準は、八重瀬町公共物等有料広告掲載に関する要綱(平成19年八重瀬町告示9号、以下「要綱」という。)第2条第1号に掲げる「町が発行する刊行物及び印刷物」である町広報紙(以下「広報やえせ」という。)への有料広告掲載の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載するものは、広報やえせとする。

(掲載の優先順位)

第3条 要綱第4条に規定する広告の優先順位について、同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、抽選により決定する。

(掲載の位置、規格等)

第4条 要綱第5条に規定する広告の規格等において、総務部総務課長が定めるものは、次のものをいう。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の掲載料金
- (3) 広告作成方法等

2 広告を掲載する位置は、広報やえせの中央のカラーページを除くページの下1段、又は下2段とする。また、広告1枠当たりの面積は、縦50ミリメートル横87.5ミリメートル(1号広告)若しくは縦50ミリメートル横175ミリメートル(2号広告)とする。

3 広告の掲載は、1広告主について広報やえせ1号につき1枠限りとする。

4 広告を掲載するページ及び場所については、町長が決定するものとする。

(掲載の申込み)

第5条 要綱第7条に規定する掲載の申込みについて、広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は町が指定した期日までに、広報やえせ広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(掲載料金及び納付方法)

第6条 広告の掲載料金は、次表のとおりとする。

掲 載 区 分	掲載料金
1号広告	7,000円
2号広告	17,000円

2 広告主は、前項の掲載料金について当該広告を掲載することを決定してから町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により納付するものとする。

3 掲載料金は、原則として一括納付するものとする。ただし、複数月にわたり継続掲載するもの、又は町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

4 1回の申込みにつき掲載回数が6回以上の場合は5%を減額する。

5 1回の申込みにつき掲載回数が12回以上の場合は1月分を減額する。ただし、年度内で最大掲載回数は、12回とする。

(掲載の取消し)

第7条 要綱第8条に規定する八重瀬町有料広告掲載決定通知書により広告主に通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は解除できるものとする。

- (1) 広報やえせの発行上重大な変更が生じたとき。
  - (2) 広報やえせの編集上重大な支障をきたしたとき。
  - (3) 町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき、又は掲載料金を納付期限までに納付しないとき。
  - (4) 広告内容に虚偽の記載があった場合。
  - (5) 広告主が刑事罰に処せられた場合。
  - (6) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。
- (適用除外)

第8条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第4条第1項第2号、第3号、第5条及び第7条は適用しない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成22年3月31日告示第2号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成23年3月11日告示第2号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成31年3月28日告示第5号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年3月30日告示第12号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年10月23日告示第45号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

広報やえせ広告掲載申込書

[別紙参照]